

学校法人淀之水学院行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 平成31年1月17日～平成36年1月16日までの5年間

2、内容

目標1 教職員が子供の看護のための休暇について時間単位で取得できる
等より利用しやすい制度の導入

目標2 男性の子育て目的の休暇の取得促進

※ 対策 平成31年8月頃 現状把握希望調査実施